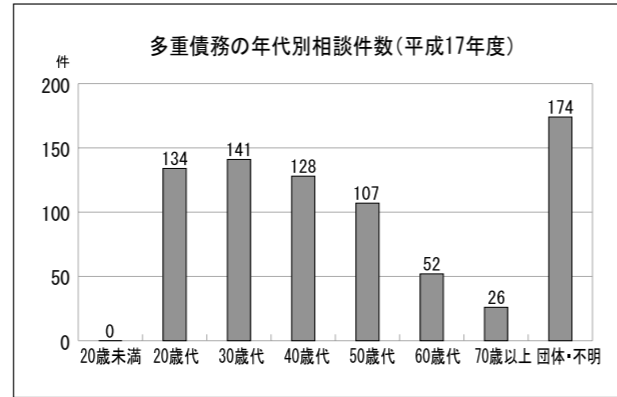
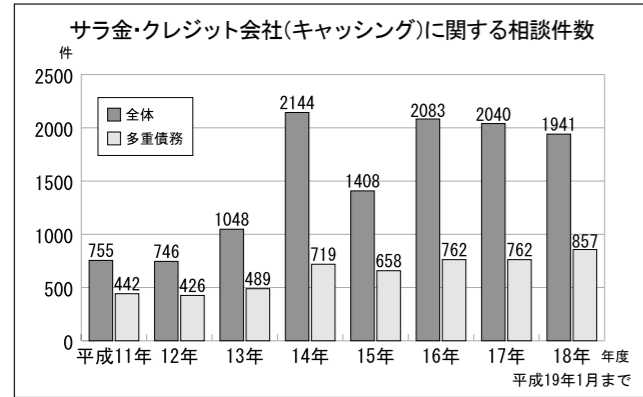


多重債務の相談が増加しています

島根県消費者センターに寄せられる多重債務関連の相談は増加傾向にあります。多重債務とは同時に複数の貸金業者から借り入れていたり、借り手が返済能力を超える多額の債務を負って、返済が困難な状態のことです。



【相談事例】

- ・クレジットによる商品購入やキャッシング、サラ金で借金が400万円あり返済できない。
- ・300万円の車をクレジットで購入したが、月々の支払いができない。
- ・友人に「自分が責任をもって返すのでお金を貸してくれ」とたのまれ、私名義でサラ金3社から150万円借して友人に貸した。しばらくして友人が返済しなくなり、サラ金から請求がきたが友人は行方不明。私が返済しないといけないか。
- ・以前、健康保険証を紛失したが、誰かにそれを悪用され、私の名義でサラ金から借金されたようだ。厳しく取り立てを受けるがどうしたらよいか。

多重債務に陥らないために

収入と支出を中長期的に把握し、収支のバランスのとれた生活をするのが大切です。お金を借りるときは必要最小限の金額とし、返済期間をできるだけ短くしたうえで元金の返済額が月収の2割以下に収めることを目安にして、必ず返済期限、利息、手数料、延滞損害金等の契約条件をよく確認し、本当に返済できるか十分に検討してからにしましょう。

また、万が一の出費に備えて日頃から、ある程度のお金は蓄えておきましょう。

●借入返済のための借金は絶対にしないこと

●金利の高いキャッシングは注意する

消費者金融やクレジット会社で簡単にお金を借りられ、また、無人契約機も増加するなど手軽に借金ができる環境がありますが、高い金利を払ってまで今、利用しなければならないか、よく考える必要があります。

●クレジットを上手に利用するための注意点

- ・クレジットは借金であるという自覚を持ち、利用は最小限にすること。
- ・カードはしっかりと管理し、紛失・盗難に注意すること
- ※紛失や盗難にあったときは、すぐにカード会社と警察に届けること。
- カード会社へ届け出をしないと、不正使用された場合、カード規約によって名義人に支払い義務が生じます。
- ・カードの貸与や名義貸しはしないこと。
- ・暗証番号を生年月日や電話番号など特定しやすい番号にしないこと。
- ・手数料や支払い方法等契約内容をよく確認し、支払い期日を守ること。
- ・控えの伝票はしっかりと保管し、請求書に間違いがないかどうか確認すること。

●多重債務に陥ってしまったら

- ・借金を整理するには、状況により任意整理、特定調停、個人再生、自己破産などの手続きができますので、弁護士などの専門家に相談しましょう。

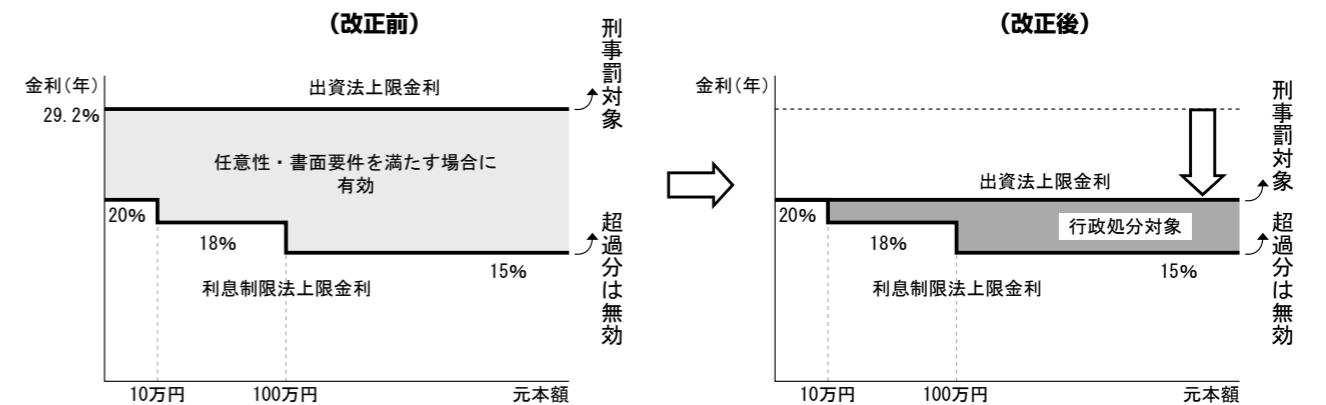
貸金業法が改正されます

近年、貸金業者による消費者向けの貸付残高は約14.2兆円、利用者数は約1,400万といわれ巨大な貸金市場が形成されています。その中で、返済が困難な多重債務者が多く発生しており、借入れ5件以上の債務者は約230万人、これらの者の平均借入総額は約230万円ともいわれています。

こうした状況を受けて、平成18年12月に貸金業規制法等が改正され、上限金利の引き下げや借入残高の抑制などが行われることになりました。

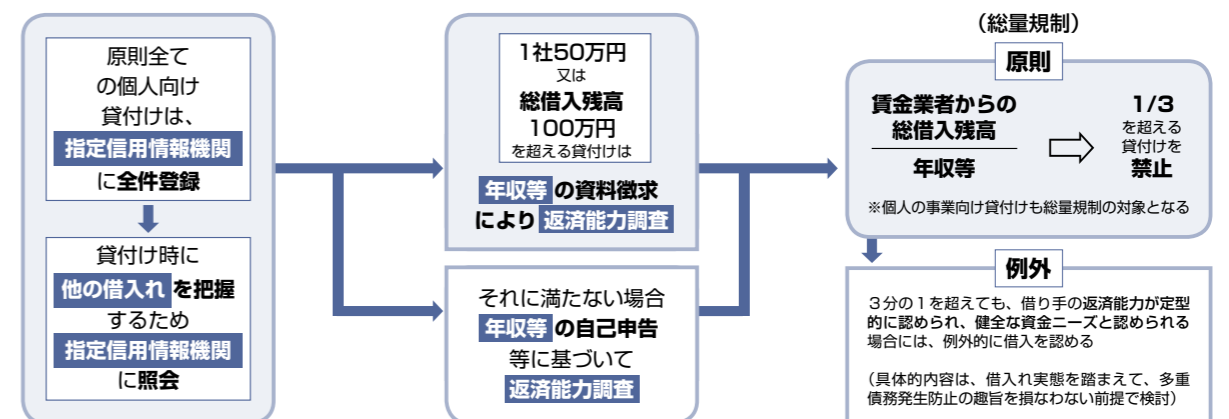
①金利体系の適正化(法律改正から概ね3年後に施行)

- ・利息制限法による民事ルール上の上限金利(15%~20%)と刑事罰の対象となる出資法の上限金利(29.2%)の間の金利を認める「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を撤廃する。
- ※みなし弁済とは、①借り手が任意(自己の自由な意志)で利息を返済する②貸し付け・返済の際に、法で定められた内容が記載された契約書や受領書を交付するなどの条件を備えた場合は、利息制限法の上限金利を超えていても超過部分を有効な利息支払いとみなす制度
- ・出資法の上限金利(29.2%)を利息制限法の上限金利の水準(20%)まで引き下げる。
- ※利息制限法の上限金利(20%~15%)と出資法の上限金利(引き下げ後20%)の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象とする。



②過剰貸付けの抑制(法律改正から概ね3年後に施行)

- ・信用情報の適切な管理や加入貸金業者からの情報提供が行われるなどの条件を満たす「指定信用情報機関制度」を創設し、貸金業者が借り手の返済能力を把握させる。
- ・貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけ、総借入残高が年収の1/3を超える貸し付けなど返済能力を超えた貸し付けを禁止する。



③貸金業の適正化

- ・貸金業への参入条件の厳格化……純総資産額の引き上げ、貸金業務取扱主任者の配置等
- ・貸金業協会の自主規制機能強化……広告の頻度、過剰貸付防止などの自主規制ルールの制定等
- ・貸金業者への行為規制の強化……取り立て規制の強化、事前の書面交付義務、生命保険の制限等
- ・貸金業者に対する監督強化……業務改善命令の導入、行政処分の対象拡大等

④ヤミ金融の罰則強化

- ・超高金利の貸付けや無登録営業に対する罰則の強化(平成19年1月から実施済み)

売る仕事や買う人に学びながら、賢い買い物ができる児童の育成

～小学校3・4年生「スーパーマーケットで働く人」の学習より～

島根県社会科教育研究会
(実施校：隠岐の島町立布施小学校)

1. 単元名 スーパーマーケットで働く人 (3・4年生社会科)

2. 目標

- (1)スーパーマーケットの仕事や消費者の考えに予想を立て、進んで調べることができる。
- (2)スーパーマーケットの工夫や消費者の考えについて、調べた結果をグラフに表すことができる。
- (3)調べた結果から、予想の確かめや新たに分かったこと、疑問を導き出すことができる。
- (4)スーパーマーケットの工夫や消費者の考えについて、それぞれの背景や理由がわかり、自分の消費生活に生かすことができる。

3. 指導計画 (12時間)

第1次 スーパーマーケットで調べよう (4時間)

- ・スーパーマーケットで働く人の仕事、お客さんに来てもらう工夫などについて予想し、実際にスーパーマーケットで店内調査や店長さんへの聴き取り調査をする。

第2次 買う人の考えを調べよう (2時間)

- ・買い物をするときに気をつけること、店への要望などについて予想し、実際に身近な人々に聴き取り調査をする。

第3次 調べたことをグラフにして考えよう (6時間)

- ・調べた結果をグラフや表に加工し、そこから分かることや考えられること、買う人としての自分が気をつけねばならないことを発表し合う。

そうざいでは、お客さんのためにどんな工夫をしていますか？



4. 授業記録

第1次 スーパーマーケットで調べよう (予想後の現場調査)

- ①食品の並べ方を店内地図に書き込んでいった。
- ②手分けして従業員に(・仕事の工夫・たいへんさ・やりがい)について質問した。
 - レジの仕事
 - 生鮮品をパックする仕事
 - 調理品をパックする仕事
 - 商品を並べる仕事
 - 値段をつけたりチェックする仕事
 - 特設売場の仕事
 - 商品の配置を考える仕事



こうやると自動的にバーコードが出てくるんだよ。

- ③店長さんに質問した。(・従業員数・仕事の種類・お客さんの数・高齢者や障害者対策・開店時間とその理由・従業員の交代のしかたと休みのレジの理由など)

- ④調査活動からわかったお店の工夫をまとめた。

第2次 買う人の考えを調べよう (予想後の聴き取り調査)

- ①身の回りの大人に質問する内容を考え、その答えを予想した。
 - 買い物で気をつけていることは何ですか。
 - 新鮮さをどう見分けていますか。
 - どんな品物をよく買いますか。
 - 1回の買い物でどのくらいお金を使いますか。
 - お店にはどんな要望がありますか。

- ②調査カードをもって、実際に教員や家庭、近所の人に聴き取り調査を行った。

第3次 調べたことをグラフにして考えよう

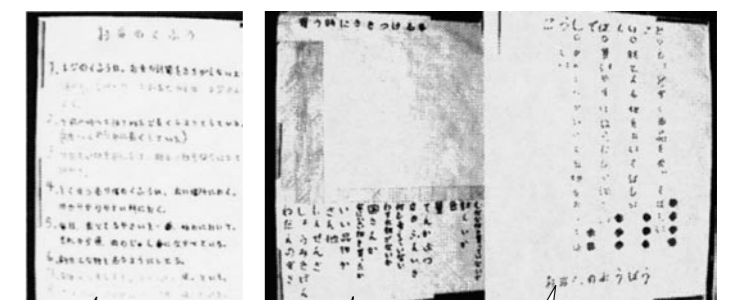
- ①手分けしてグラフをつくることとし、調査カードに書き込んだデータを交換した。
- ②データにふさわしいグラフを選択し、整理したデータをもとに模造紙にグラフを作成した。
- ③グラフからわかること、考えられることをノートに整理した。
- ④完成したグラフを提示して、発表会を行った。
- ⑤賢い買い物をするにはどうしたらよいか、それぞれが発表しながら確認した。

お客さんのためのお店の工夫はいろいろあるんだよ。



【児童の結論の主なもの】

- ほんとうにひつようなものを買うこと。
- ねだんや新せんさをよく見て買うこと。
- とれた場所やあんぜんかをよく考えて買うこと。



新せんさをどう見分けるか

お店にこうしてほしいこと
買うときに気をつけること

5. まとめ

この単元を通して、児童は「課題に対する予想、調査、調査した情報の加工整理、検証と考察」という学習の手順を学びながら、お店の工夫や消費者の考えにせまり、賢い消費生活をするための基礎的な内容を習得することができた。

価格の決定の基礎知識を身につけた消費者としての生徒の育成

～商店での価格調査、聴取調査学習を通して～

島根県社会科教育研究会
(実施校：隠岐の島町立布施中学校)

1. 単元名 市場経済と商品の価格 (3年生社会科)

2. 目標

- (1)商品の価格の決まり方に関心を持ち、進んで調べることができる。
- (2)商品の価格を規格や品質に注意しながら調査したり、聴き取り調査することができる。
- (3)調査結果から、結果の考察や疑問を導き出すことができる。
- (4)商品の価格の決定のしかたの原理や背景がわかり、自分の消費生活にいかすことができる。

3. 指導計画 (7時間)

第1次 生産価格と市場価格 (2時間)

第2次 商品の価格調査 (4時間)

- ・スーパーマーケットで価格調査を行い、その結果ももとに店長さんに質問する。
- ・得られたデータから、市場価格原理でない商品の価格について考える。

第3次 その他の価格の決定 (1時間)

4. 授業記録

第1次 生産価格と市場価格

生産価格に含まれる要素を学習したのち、市場での価格の決定の原理を学習した。きゅうりの入荷量と価格の関係をグラフを作成して考察し、需要と供給の関係で市場価格が決定されることを学習した。



ガムはけっこう規格揃いだな。



ヨーグルトもいろいろだなあ。



焼酎はメーカーが多いな。

第2次 商品の価格調査

- ①これまでの買い物の経験を思いだし、調査対象とする気になる商品を挙げ、調査票を作成した。

〔調査対象商品〕

- ・ティッシュペーパー
- ・歯磨き粉
- ・シャンプー
- ・ヨーグルト
- ・スポーツドリンク
- ・洗濯洗剤
- ・男性化粧品
- ・電池
- ・ビール
- ・焼酎
- ・発泡酒
- ・日本酒
- ・インスタントラーメン
- ・板チョコ
- ・ガム
- ・ポテトチップス

- ②全員で分担し、スーパーマーケットで価格調査した。あらかじめ用意した質問と価格調査を通してわいてきた疑問を店長さんに聴取調査をおこなった。

〔店長さんへの主な質問〕

- メーカーが違って規格と価格が同じなのはなぜか？
- 規格は全く同じなのにメーカーで価格が違うのはなぜか？
- ラップのように最も品質のよい商品が最も安いのはなぜか？
- 各商品で売れる規格というのがあるか？
- 特売で、あるメーカーの商品だけが安売りされるのはなぜか？
- あるメーカーの商品をおすすめとして宣伝、表示するのはなぜか？
- フェリーが続けて欠航したらどうするのか？



商品の価格は最終的には小売店が決めるんだよ。

〔例：ラップの価格調査結果表〕

商品名	メーカー	規格	店頭価格	備考 (耐寒耐熱温度)
Aラップ	A社	30cm×20m	158円	-60℃～140℃
Bラップ	B社	30cm×20m	158円	-60℃～140℃
Cラップ	C社	30cm×20m	134円	-60℃～150℃

- ③お互いの調査結果を出し合い、寡占の進んでいる商品とそうでない商品の価格の特徴について考察した。その結果、

- ビールやスポーツドリンクのように寡占の進んでいる商品は、価格が同じ傾向がある。
- 大手のメーカーの商品は同じで、中小のメーカーの商品はそれより安い傾向があり、中小のメーカーが競争していることがわかる。
- 大手メーカーで寡占が進んでいる商品でも規格がばらばらな商品は、比較ができていないが、品質や消費者の好みに焦点をおいて競争しているのではないだろうか。
- 小売店はこうした状況の中でも特売などで消費者の購買意欲をとらえようと努力している。などの回答が導き出された。

第3次 その他の価格の決定

生産の集中によっておこる独占価格、競争を促すための法律や運用する機関、市場原理だけでなく政府や国会が決めたり認可する価格について学習した。

5. まとめ

経済の単元は、抽象的な専門用語も多く、苦手とする生徒が多い傾向があった。本研究では、経済は実に身近であることを認識するために、具体物を作ったり、身近な商品の価格の現地調査を行ったり、また原因と結果のサイクルを共に考えていく手法を用いた。こうして経済に関する基礎的な知識・理解の定着は比較的容易になった。この単元では、調査活動を通して価格の決定の基礎知識を身につけることを目標としたが、生徒はたいへん意欲的に学習活動に取り組み、成果をあげたように思う。

消費者教育講座・教材情報

e-ネットキャラバン

e-ネットキャラバンは、近年、子どもたちが容易に携帯電話やインターネットに触れる環境が整ってきていることから、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者及び教職員を主たる対象に、安心・安全利用に向けた啓発を行う講座（e-ネット安心講座）を行うものです。受講の申し込みを行うと、キャラバンに協力する通信事業者等の中から申し込み内容にふさわしい講師を派遣し、講座を実施します。

島根県消費者センターに寄せられる相談のうち未成年者の相談内容は、9割以上が携帯電話やインターネットによるオンライン等関連サービスのトラブルであり、中学生の相談割合が増加するなど低年齢化の傾向にあります。

教職員の研修会やPTAの会合、その他勉強会等でインターネットの安心・安全利用について勉強する機会にぜひ御活用ください。

対象者

児童・生徒と接する機会が多い保護者や教職員を主な対象としています。平成18年度から平成20年度までの予定で、全国の47都道府県で実施しています。

講演内容

インターネットを通じた犯罪に関する情報や、ウイルス、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態、その対処方法等について、主にパワーポイントのスライドを用いて1～2時間程度の講演を行います。

申し込み方法

e-ネットキャラバン公式ウェブサイトから申し込みができます。また、電話・FAXでも受け付けておりますので、下記の事務局に連絡してください。

公式ウェブサイト
<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
 申し込み
http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/enc_form.html

問い合わせ先

e-ネットキャラバン運営協議会事務局
 〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-10
 日総22ビル 5F
 マルチメディア振興センター内
 TEL 03-3583-5808
 FAX 03-5561-6889

消費者教育教材のお知らせ

島根県が作成した消費者教育に関する教材資料を県のホームページに掲載しておりますので御活用ください。



くらしのアドバイス
 悪質商法の手口やクレジットの仕組みなどを紹介(高校三年生向け)



子どもたちも小さな消費者
 インターネット被害、買い物の工夫、環境問題などを紹介(小学校5、6年生の保護者向け)



すくすく消費者
 過去に発行したバックナンバー

県のウェブサイト http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/sesaku/sesaku.html を参照

編集・発行/島根県・島根県教育委員会 平成19年3月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
 島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室
 TEL(0852)22-5103 FAX(0852)32-5918
 ホームページURL(<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を
 お寄せください



※環境にやさしい大豆インキを使用しています。 古紙配合率100%再生紙を使用しています。

すくすく消費者

島根県 平成18年度 第21号
 消費者教育情報紙

■トピックス (P1)

・個人情報大切にしましょう

■消費者教育情報コーナー (P2-P3)

・多重債務問題

■実践教育事例 (P4-P7)

・売る仕事や買う人に学びながら、賢い買い物ができる児童の育成
 ・価格の決定の基礎知識を身につけた消費者としての生徒の育成

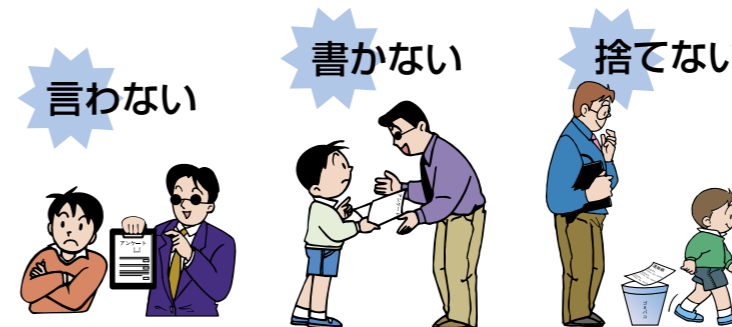
■ミニ情報 (P8)

・消費者教育講座・教育教材

「個人情報」を大切にしましょう

個人情報保護法が全面施行されて2年が経過します。高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が拡大してきたことから、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者が個人情報を取り扱ううえでのルールを定めたものですが、取り扱う際は情報の保護と利用のバランスが大切です。

個人情報を守るためのポイント



学校における生徒等の個人情報の取扱い

学校で緊急連絡網などの連絡名簿を作成・配布する場合

入学時の案内や新学期の開始時に「児童・生徒の名前、住所など学校が取得した個人情報について、緊急連絡網等として関係者へ配布する」ことを明示し同意のうえで作成・配布することができます。なお、本人の同意が得られない場合は、同意する者の範囲内で作成、配布する必要があります。

運動会などの学校行事で撮影した写真を展示・提供する場合

学校等でそのまま保存するような場合は、特定の個人情報を容易に検索できるものとは言えません。このような場合、写真等は「個人データ」には該当しないため、学校がそれを展示したり、生徒や保護者に提供したりすることについて、本人の同意を求める手続きは必要ありません。

個人情報保護法に関しては、各省庁でガイドラインを定めています。文部科学省は、平成18年2月に「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」の解説を改訂しています。

詳細に関しては、文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm を参照